

久留米市 中央学校給食センター（仮称）
整備事業

実施方針(変更版)

平成20年4月2日

久 留 米 市

— 目 次 —

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 特定事業の選定方法等に関する事項.....	7
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 事業者の募集及び選定の方法.....	8
2 事業者選定のスケジュール.....	8
3 事業者選定の手順.....	8
4 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	11
5 審査及び選定に関する事項.....	14
6 提出書類の取り扱い.....	14
第 3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ...	15
1 予想されるリスクと責任分担.....	15
2 提供されるサービス水準.....	15
3 市による事業の実施状況の監視等.....	15
第 4 立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1 本施設の立地条件.....	16
2 土地の取得に関する事項.....	16
3 本施設内容等（案）.....	16
第 5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 ...	18
第 6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	18
1 選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合.....	18
2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合.....	18
3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合.....	18
4 金融機関（融資団）と市との協議.....	18
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	19
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	19
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
3 その他の支援に関する事項.....	19
第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1 議会の議決.....	20
2 情報提供.....	20
3 入札に伴う費用分担.....	20
4 実施方針に関する問合せ先.....	20

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

1) 事業名称

久留米市中央学校給食センター(仮称) 整備事業 (以下「本事業」という。)

2) 事業に供される公共施設等の名称

久留米市中央学校給食センター(仮称)

3) 公共施設等の管理者の名称

久留米市長 江藤 守國

4) 事業の目的

学校給食は、学校教育の一環として実施されるものであり、児童生徒の心身の健全な発達とともに食生活の改善に寄与すること等を目的としている。

久留米市(以下「市」という。)では、現在、小学校 46 校、中学校 5 校及び養護学校 1 校に対し、合計約 21,700 食/日の給食を提供しているが、中学校では 17 校のうち 12 校で学校給食が実施されていない状況にある。

中学生については、心身の発育・発達が著しい時期であり、これまでも学校給食を通じた適切な栄養管理や望ましい食習慣の形成等が求められてきたが、今日、偏った栄養摂取、朝食欠食といった子どもの食生活の乱れが指摘されており、「学校における食育」の観点から全中学校における学校給食の必要性は高まっている。

このようなことから、市では、市議会からの提言を踏まえ、未実施の中学校給食について検討を行った結果、新たな学校給食センター(以下「本施設」という。)を整備し、全中学校で給食を開始するという方針を決定した。

市は、本事業を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に基づく PFI 事業として実施することにより、市の財政負担の軽減と公共サービスの質的向上を図りつつ、以下の実現を図るものとする。

①衛生管理の徹底

安全な給食を提供するため、H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point) の概念を採り入れ、「学校給食衛生管理の基準(文部科学省)」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」等に基づき衛生管理の徹底を図る。

②望ましい食環境の整備

生徒の正しい食習慣の形成に資するような食器類の導入を図るなど、望ましい食環境の整備に努める。

③アレルギー対応食の提供

近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ生徒に対する給食（除去食を基本とする。）の提供にも対応しうる機能設備等を兼ね備えた施設とし、これに応じた業務システムの構築に取り組む。アレルギー対応食数は100食程度を想定している。

④環境負荷の低減

クリーンエネルギーの利用等、省エネルギー設備の導入や生ごみの減量化・再資源化への対応など環境負荷の低減に取り組む。

⑤コスト縮減の追求

施設の建設から維持管理・修繕、調理・運営等全般に渡るいわゆるライフサイクルでのコスト縮減を可能な限り追求する。

⑥食育の推進

全中学校での給食実施により、学校における食育を推進するとともに、本施設において、食育に関する情報発信や地場農産物の積極的な活用などに取り組む。

5) 事業の範囲

本事業範囲の概要は次に掲げるとおりである。なお、これらは現時点における想定である。具体的な業務の範囲や各業務の詳細は入札公告時に公表する入札説明書等において示す。

(1) 施設整備業務

本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）は次に掲げる設計、建設及び工事監理並びにこれらに付随する業務を行う。

- ・ 事前調査業務
- ・ 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援含む。）
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 調理設備調達・搬入設置業務
- ・ 配送車両調達業務
- ・ 什器備品^{※1} 調達業務
- ・ 食器・食缶等^{※2} 調達業務
- ・ 外構整備・植栽整備業務
- ・ 配膳室整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 竣工検査及び引渡し業務
- ・ 開業準備業務

※1) 「什器備品」とは、机、椅子、作業台、棚等、施設運営や調理を行うに当たり必要な備

品をいう。

※2)「食器・食缶等」とは、食器・食缶、食器かご等をいう。

(2) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる維持管理業務を行う。ただし、配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ・ 建築物保守管理業務（建築物の点検・保守、その他一切の修理・修繕業務を含む。）
- ・ 建築設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕業務を含む。）
- ・ 調理設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕及び更新業務を含む。）
- ・ 植栽・外構維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 配送車両維持管理業務
- ・ 配送車両更新業務
- ・ 什器備品保守管理・更新業務
- ・ 食器・食缶等保守管理・更新業務

市は、事業期間中は不可抗力及び市の帰責事由以外の維持管理・修繕業務は行なわない予定である。事業期間終了の1年後から、市は大規模修繕を行う予定である。事業期間中に発生する修繕・更新業務は選定事業者の事業範囲とする。

(3) 運營業務

選定事業者は次に掲げる運營業務を行う。下記業務以外で、付帯事業等を実施することは認めない。

- ・ 検収補助業務
- ・ 調理業務
- ・ 給食運搬・回収業務（米飯・パンの残滓については、選定事業者による回収とする。）
- ・ 洗浄業務
- ・ 残滓処理業務（米飯・パンの残滓についても残滓処理対象とする。）
- ・ 衛生管理業務
- ・ 調理用具^{※3}保守管理・更新業務

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達・検収業務
- ・ 広報業務（見学者対応を含む。）
- ・ 給食費の徴収管理業務
- ・ 配膳等業務（配膳室から各クラスまで）
- ・ 食数調整業務

- ・ 米飯・パン、デザート類及び牛乳の調達・配送校への運搬業務（市が別途選定した業者が実施）
- ・ 米飯・パンの容器及びデザート類・牛乳の容器等回収業務（市が別途選定した業者が実施）

※3)「調理用具」とは、包丁、ボール、まな板等、調理を行うに当たり必要な調理用具をいう。

6) 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及び選定事業者の収入は次に示すとおりである。

(1) 事業方式

選定事業者が本施設及び配膳室を整備した後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間中における維持管理業務及び運営業務を実施するいわゆる BTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 37 年 3 月 31 日までの予定とする。

(3) 本事業に関する選定事業者の収入

市は選定事業者から本施設の引き渡しを受けた後に、選定事業者に対し次に示すサービス対価を支払う予定である。市から選定事業者へのサービス対価の支払方法等の詳細は入札公告時に示す。

ア 施設整備に係るサービス対価

市は選定事業者との間で締結する事業契約書に定める額を、「安全・安心な学校づくり交付金」及び「合併特例債」の適用可能範囲については、それらを活用し所有権移転時に一括払い金として支払い、残りを割賦方式にて年 4 回、割賦手数料については、元利均等払を前提とする支払金利により支払うことを予定している。なお、一括払い金は、初期費用の 70% 程度を想定している。

交付金、起債等の詳細については入札公告時に提示する。

イ 維持管理に係るサービス対価

事業期間終了までの間、市は選定事業者との間で締結する事業契約書に定める額を支払う。選定事業者が実施する本施設の維持管理のサービス対価を、運営期間にわたって年 4 回、選定事業者を支払う。維持管理のサービス対価は、物価変動に基づき年に 1 回見直しを行う。

ウ 運営に係るサービス対価

事業期間終了までの間、市は選定事業者との間で締結する事業契約書に定める額を支払う。選定事業者が実施する本施設の運営のサービス対価を、運営期間にわたって年 4 回、選定事業者を支払う。運営のサービス対価は、物価変動に基づき年に 1 回見直しを行う。また、運営の

サービス対価は固定料金と提供食数に応じて変動する変動料金で構成されるものとし、固定料金と変動料金の内訳は、提案によることを想定している。

7) 本事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（案）は、次に示すとおりである。本施設は、平成22年9月に供用開始を予定している。

	スケジュール（案）
事業契約締結	平成21年3月下旬
施設整備	平成21年4月～平成22年6月
準備・維持管理	平成22年7月～平成22年8月
維持管理・運営	平成22年9月～平成37年3月末

8) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、本施設を、引き渡しされた次年度において大規模修繕が発生せず、また、要求性能が維持された状態で引き渡すこと。

9) 事業に必要と想定される根拠法令等

選定事業者は、本事業を実施するに際しては次に掲げる各種法令及び要綱・基準等を遵守すること。

(1) 関連法令等

- ・ 学校教育法
- ・ 学校給食法
- ・ 学校保健法
- ・ 食品衛生法
- ・ 健康増進法
- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 電波法
- ・ 電気事業法

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・ 福岡県建築基準法施行条例
- ・ 福岡県福祉のまちづくり条例
- ・ 久留米市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
- ・ 久留米市建築基準法施行細則
- ・ 久留米市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- ・ 久留米市下水道条例
- ・ 久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- ・ その他の関連法規・条例

(2) 要綱・基準等

- ・ 学校給食衛生管理の基準（文部科学省）
- ・ 学校給食実施基準（文部科学省）
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

- ・ その他関連する要綱・基準等

2 特定事業の選定方法等に関する事項

1) 選定方法

本事業をPFI法に基づき実施するにあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用等の観点から客観的な評価を行う。具体的には、市が自ら事業を実施した場合と比較して、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り特定事業として選定する。

- ・ 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できる場合
- ・ 市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上が期待できる場合

2) 選定の手順

次の手順により客観的な評価を行い、評価の結果を公表する。

- ・ コスト算出による定量的評価
- ・ 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- ・ 上記2点を見込んだVFM (Value for Money) の検討による総合的な評価

3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、VFM評価を明らかにした上で、市のホームページ等で公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

市が本事業を特定事業とした場合、市は本事業への応募を希望する民間企業等を広く公募し、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。事業者の選定にあたっては総合評価一般競争入札を採用する予定である。

2 事業者選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定のスケジュール（案）は次に示すとおりである。

平成 20 年 2 月 18 日（月）	実施方針の公表
2 月 29 日（金）	実施方針の説明会
3 月 14 日（金）	実施方針に関する質問・意見の受付締切
3 月 28 日（金）	実施方針に関する質問・意見に対する回答公表
4 月下旬	特定事業の選定・公表
6 月上旬	要求水準書(案)等の公表
7 月上旬	入札公告（入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）
7 月上旬	入札説明会及び現地見学会の開催
7 月中旬	入札説明書等に関する質問の受付締切
7 月下旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
7 月下旬	入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請）
8 月上旬	第一次審査（資格審査）結果の通知
8 月下旬	現地見学会の開催・入札参加者とのヒアリングの予定
11 月上旬	提案書の受付・入札及び開札
12 月下旬	落札者の決定及び公表、基本協定の締結
平成 21 年 2 月上旬	仮事業契約締結
3 月	事業契約締結

3 事業者選定の手順

1) 実施方針の説明会

以下の要領で実施方針の説明会を実施する。

日 時	平成 20 年 2 月 29 日（金）午後 2 時～午後 3 時
場 所	久留米商工会館 5 階大ホール
住 所	久留米市城南町 15 番地 5
申し込み方法	Microsoft Excel で作成した申込用紙（様式-1）に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
受付方法	電子メールによる送信のみ
申し込み期限	平成 20 年 2 月 27 日（水）午後 5 時まで

申し込み先アドレス	gakuho@city.kurume.fukuoka.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	久留米市教育委員会 教育部学校保健課 電話 0942-30-9273(直通)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会で実施方針の配布は行なわないので各自持参すること。 ・参加者が多数の場合は、一者あたりの参加人数を制限する場合もある。 ・説明会のための駐車場の確保は行っていないため、公共交通機関を利用し来場すること。

2) 実施方針に関する質問・意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を下記要領にて受け付ける。

質問・意見の受付期限	平成 20 年 3 月 14 日 (金) 午後 5 時まで
受付方法	電子メールによる送信のみ
質問・意見の様式	Microsoft Excel で作成した質問・意見の用紙 (様式-2) に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
質問・意見の提出先アドレス	gakuho@city.kurume.fukuoka.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	久留米市教育委員会 教育部学校保健課 電話 0942-30-9273(直通)

3) 実施方針に関する質問・意見に対する回答公表

実施方針に関する質問・意見に対する回答は、事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き市のホームページ等で公表する。

市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

4) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、実施方針に記した内容を特定事業の選定までに変更することがある。変更を行った場合は、その内容を市のホームページ等で速やかに公表する。また、実施方針の変更に伴いスケジュールの変更が生じた際には変更後のスケジュールも示すものとする。

5) 特定事業の選定・公表

市は、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を市のホームページ等で公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

6) 入札公告

市は事業者の選定を行う場合は、本事業の入札公告を市のホームページ等に掲載するとともに、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準及び事業契約書（案）等を市のホームページ等で公表する。また、入札公告時に、予定価格を公表予定である。

入札公告に関する説明会の開催要領及び入札説明書等に関する質問の受付や回答方法等は入札公告時に示す。

7) 入札参加表明等の受付

応募者は、入札参加表明及び第一次審査（資格審査）に必要な資料（参加表明書、参加資格確認申請書）を提出する。資料の提出方法等は入札公告時に示す。

8) 第一次審査(資格審査)結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格の有無を確認し、その結果を各民間事業者に通知する。入札参加資格があると認められた応募者（以下「入札参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。なお、第一次審査（資格審査）不合格者から不合格の理由の説明要求があった場合には回答を送付する。

9) 入札参加者説明会の開催

市は、入札参加者に対し、説明会及び配送校等の現場見学会を開催する。説明会の開催要領等は入札公告時に示す。

10) 入札参加者ヒアリングの実施

市は、入札参加者に対し、対面方式での質疑応答を実施する予定である。

11) 提案書の受付(第二次審査)

入札参加者は、入札説明書等の定めるところにより本事業を実施するための事業計画を記載した提案書を提出する。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行う事がある。提案書の提出方法等は入札公告時に示す。

12) 落札者の決定及び公表

市は、提案書及び入札価格を「第2 事業者の募集及び選定に関する事項」の「5 審査及び選定に関する事項」に規定する選定委員会が総合的に審査した結果をもとに、落札者を決定する。その結果は入札参加者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

13) 事業契約の締結等

(1) 基本協定の締結

市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより、仮事業契約締結時までに、本事業の遂行のみを

目的とした特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」といい、SPCが本書にいう選定事業者となる。）を設立する。SPCは、会社法（平成17年法律第86号）の定める株式会社として久留米市内に設立するものとする。

（3） 仮事業契約の締結

市はSPCとの間で仮事業契約を締結する。

（4） 事業契約の締結

市は事業契約について久留米市議会の議決を経た後、SPCとの間で事業契約を締結する。

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

ア 応募者は、施設整備業務のうち、設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、施設整備業務のうち、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、施設整備業務のうち、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務に当たる者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。建設企業については、必ず複数の企業の共同とする。ただし、その手法は問わない。

なお、本事業は久留米市が行う初のPFI事業であり、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、久留米市内に商業登記簿上の本店を有する企業の積極的な参画を期待する。落札者の決定にあたっては、地域経済の活性化への提案として評価を行っていく予定としている。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

ウ 応募者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業

協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業

エ 応募者の構成員のうち、一者以上は必ず久留米市内に商業登記簿上の本店を有すること。

オ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成

員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

カ 落札した応募者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに久留米市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、代表企業及び構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。

キ 応募者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

2) 構成員の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。なお、(1) から (4) までの要件のうち、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施できることとする。

(1) 設計企業

構成員である設計企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア、イについてはすべての者が満たすこととし、ウについては、少なくとも一者がその要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ウ 過去 10 年（平成 10 年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設の設計完了実績を有するものであること。

(2) 工事監理企業

構成員である工事監理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア、イについてはすべての者が満たすこととし、ウについては、少なくとも一者がその要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ウ 過去 10 年（平成 10 年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設の工事監理完了実績を有するものであること。

(3) 建設企業

構成員である建設企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、アについてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、イからエの要件すべてを満たすこと。

ア 久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定建設業の許可を

受けた者であること。

ウ 久留米市において、建築一式工事のランク基準が、Aランクであること。

エ 過去10年（平成10年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設にて、元請又はJVの幹事会社として完工した実績を有するものであること。

(4) 運営企業

構成員である運営企業のうち、調理業務を実施する者は次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 平成17年4月以降、引き続き3年以上、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を供給する集団調理施設又は学校給食施設における調理業務の実績を有していること。なお、引き続き3年以上の実績については、同一施設でなくても可能とする。

3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者

オ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4

・東京丸の内・春木法律事務所 東京都千代田区丸の内1-4-2

・株式会社 日建設計シビル 大阪府中央区高麗橋4丁目6番2号

カ 最近2年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、入札参加者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合には、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない、又は仮契約の解除を行う場合もある。

5) 構成員の変更

参加表明書提出以降に、応募者の構成員の変更（代表企業、構成企業、協力企業の変更に

含む。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。協議の結果、市が妥当と判断した場合は、応募者の構成員は入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに変更及び追加を認める予定である。詳細は入札公告時に示す。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更（構成企業、協力企業の分類の変更含む。）については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合に限り認める。

5 審査及び選定に関する事項

1) 選定委員会の設置

市は、入札参加者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者及び市職員で構成する久留米市中央学校給食センター(仮称)整備事業に伴うPFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会では、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用等の観点から総合的に提案書の審査を行う。

市は選定委員会の審査結果を踏まえ、最も優れた提案を行ったものを落札者として選定する。なお、選定委員会の構成は入札公告時に示す。

2) 審査結果及び選定結果の公表

審査結果及び選定結果は市のホームページ等で公表する。詳細は入札公告時に示す。

3) 落札者を決定しない場合の措置

事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

6 提出書類の取り扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、選定されなかった入札参加者の提案書類は、事業者の選定後、一式を除いて返却する。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想されるリスクと責任分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する、との考え方にに基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、別紙-1 に示すリスク分担表（案）を想定している。最終的なリスク分担は事業契約書（案）に示す。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は要求水準書に示す。

3 市による事業の実施状況の監視等

1) 実施状況の把握

市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に規定された要求水準及び入札時に選定事業者が提案した水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況に応じて定期的に、及び必要に応じて随時、モニタリングを実施する。モニタリングの実施方法等は入札公告時に示す。

2) 選定事業者に対する支払額の変更等

モニタリングの結果に基づき、市は選定事業者に対する支払い金額を変更する。変更方法等は入札公告時に示す。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の立地条件

敷地の立地条件は次に示すとおりである。

所在地	: 久留米市野中町字兎田・字横枕・字餅祭田ほか（別紙-2 位置図及び敷地図 参照）
用途地域	: 準工業地域
建ぺい率／容積率	: 60％／200％
敷地面積	: 約 6,700 m ²
緑化率	: 20%以上

2 土地の取得に関する事項

土地は平成 19 年度中に国（農林水産省）より取得予定である。

3 本施設内容等(案)

本施設内容（案）は次に示すとおりである。詳細は入札公告時に公表する要求水準書において示す。

1) 基本的考え方

本施設は、HACCP の概念を取り入れ、「学校給食衛生管理の基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき衛生管理を徹底した給食調理環境を実現し、また、生徒に対し、より豊かでおいしい給食を安定的に供給することを目的としている。さらに、近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ生徒に対しても、除去食を基本とした給食の提供を行うこととしている。このことから、ドライシステムの導入、二次汚染・交差汚染やアレルギー物質の混入を防ぐためのゾーニング、充実した調理設備の設置など、市が現在予定する献立方式と併せ、以下のとおり想定している。

2) 献立方式

- ・ 2 献立方式とし、献立の詳細については要求水準書にて示す。
- ・ アレルギー対応食については、除去食を基本とするが、一部の主菜等については、代替食を実施する予定である。食数は100食程度を想定している。

3) 施設規模等

本事業において整備する施設規模は、以下を想定している。

本施設	施設概要：1 日最大 8,000 食を提供可能な施設とする。 調理室、洗浄室、検収室、事務室、食育スペース 等 延床面積：約 3,000 m ² 方式等：ドライシステム、2 献立、樹脂製食器使用
配膳室	中学校 12 校（対象校：城南中・江南中・櫛原中・牟田山中・諏訪中・良山中・明星中・宮ノ陣中・屏水中・青陵中・高牟礼中・三潁中）

4) 予定食数等

(1) 配送校及びクラス数等 (平成 19 年 5 月 1 日現在)

中学校名	普通学級数	特別支援学級数	生徒数	教職員数
城南	19	3	720	41
江南	15	2	556	33
櫛原	8	1	276	19
牟田山	17	2	607	38
諏訪	21	1	821	44
良山	20	2	736	42
明星	12	2	446	29
宮ノ陣	9	1	346	21
荒木	12	1	407	27
筑邦西	13	2	477	29
屏水	12	2	444	28
青陵	9	—	326	22
高牟礼	9	1	314	23
三潁	12	2	426	27
計 14 校	188	22	6,902	423

(2) 施設稼働日数

年間約 190 日の稼働日数を予定している。

第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとする。原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。以上、詳細については事業契約書（案）に示す。

2 市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

4 金融機関(融資団)と市との協議

本事業が適正に遂行されるよう、市は一定の事項について選定事業者に資金供給を行う融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

3 その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を平成20年第1回市議会定例会に、また、事業契約の締結に関する議案を平成21年第1回市議会定例会に提出する予定である。

2 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

3 入札に伴う費用分担

応募者の入札にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問い合わせは、以下のとおりである。

担 当 部 署：久留米市教育委員会 教育部学校保健課
住 所：〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3
電 話：0942-30-9273(直通)
F A X：0942-30-9719
電子メール：gakuho@city.kurume.fukuoka.jp
ホームページアドレス： http://www.city.kurume.fukuoka.jp

実施方針に関する質問・意見書

会社名 _____

所在地 _____

所属 _____

担当者名 _____

電話 _____

Eメール _____

久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業の実施方針に関して、質問・意見がありますので提出します。

No	該 当 箇 所					内 容
	頁	大項目	中項目	小項目	その他	
1						
2						
3						
4						
5						

注1 行が不足する場合には、適宜増やしてください。

注2 質問・意見は、当該箇所の順に並べて下さい。

別紙-1 リスク分担表

リスク分担表（案） 1/3

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市 (※1)	選定 事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	当該事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く民間企業一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	当該事業に直接関係する税制の新設・変更等	○	
		5	消費税率の変更	○	
		6	上記以外の税制度の新設・変更等		○
	許認可取得遅延	7	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		8	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	9	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		10	選定事業者が行う調査、建設、維持管理、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	11	選定事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	12	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		13	選定事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	14	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	15	基準金利確定日までの金利の変動（※2）	○	
		16	基準金利確定日以降の金利変動		○
	物価変動（※3）	17	施設供用開始前のインフレ・デフレ		○
		18	施設供用開始後のインフレ・デフレ	○	△
	資金調達	19	事業に必要な資金の確保に係る費用		○
	事業の中止・延期	20	市の帰責事由により事業を中止・延期した場合	○	
		21	選定事業者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		○
		22	上記以外のもの	○	○
	構成員の能力不足等	23	選定事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力(※4)	24	不可抗力による損害	○	△
契約前	入札費用	25	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	26	落札者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		27	議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延	○	○
		28	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

リスク分担表（案） 2/3

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	選定 事業者
調査・ 設計	測量・調査	29	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		30	選定事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	31	市の帰責事由により変更する場合	○	
		32	選定事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	33	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		34	選定事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	35	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		36	選定事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	37	本施設建設予定地の確保に関するもの	○	
	用地の瑕疵	38	本施設建設予定地の土壌汚染などに関するもの	○	
		39	市が把握し、事前に公表した地下埋設物の処理に関するもの		○
		40	地下埋設物に関する上記以外のもの	○	
	地質・地盤	41	選定事業者が実施する地質・地盤調査等の不備・誤りによるもの		○
		42	上記以外のもの	○	
	工事遅延	43	市の帰責事由によるもの	○	
		44	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	45	市の帰責事由によるもの	○	
		46	市が入札公告時に示した既存校舎のアスベスト以外に、アスベストが発生した場合の処理に関するもの	○	
		47	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	48	本施設完成後、要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	49	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	50	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
維持管理・ 運営	運営開始の遅延	51	市の帰責事由によるもの	○	
		52	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	53	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	54	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	55	選定事業者の行う維持管理運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○

リスク分担表（案） 3/3

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	選定 事業者
維持管理・運営	維持管理・運営費の増大	56	市の帰責事由によるもの	○	
		57	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	58	市の帰責事由によるもの	○	
		59	選定事業者の帰責事由によるもの		○
	施設瑕疵	60	瑕疵担保期間内		○
		61	瑕疵担保期間終了後	○	
	需要変動	62	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		63	生徒数の変動によるもの（※5）	△	○
		64	残滓の変動		○
	異物混入	65	検収時における調達食材の異常	○	
		66	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		67	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		68	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		69	調理・配送業務における異物混入等		○
		70	配膳室から生徒に給食が供される間における異物混入等	○	
	アレルギー対応リスク	71	アレルギー生徒の情報収集不備、アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		72	突発的な発症	○	
		73	調理段階における禁忌物質の混入		○
		74	配送校・配膳指示の誤り		○
	配送の遅延リスク	75	交通混雑による遅延（※6）	△	○
		76	不可抗力による交通遮断等による遅延	○	
		77	調理の遅延による遅延		○
		78	配送車両の交通事故による遅延		○
		79	食材の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大リスク	80	配送校の変更による運搬費の増大（※7）	○	△
		81	燃料費の高騰による運搬費の増大（※8）	○	△
		82	交通事情の悪化等による運搬費の増大		○
移管	性能確保	83	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	84	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及び事業会社の清算手続きに伴うもの		○

（※1）市には施設利用者を含む。

（※2）基準金利確定日は本施設の引渡し日の2営業日前を予定している。

（※3）一定範囲の物価変動は選定事業者、それ以上の物価変動は市。

（※4）一定範囲の損害は選定事業者、それ以上の損害は市。

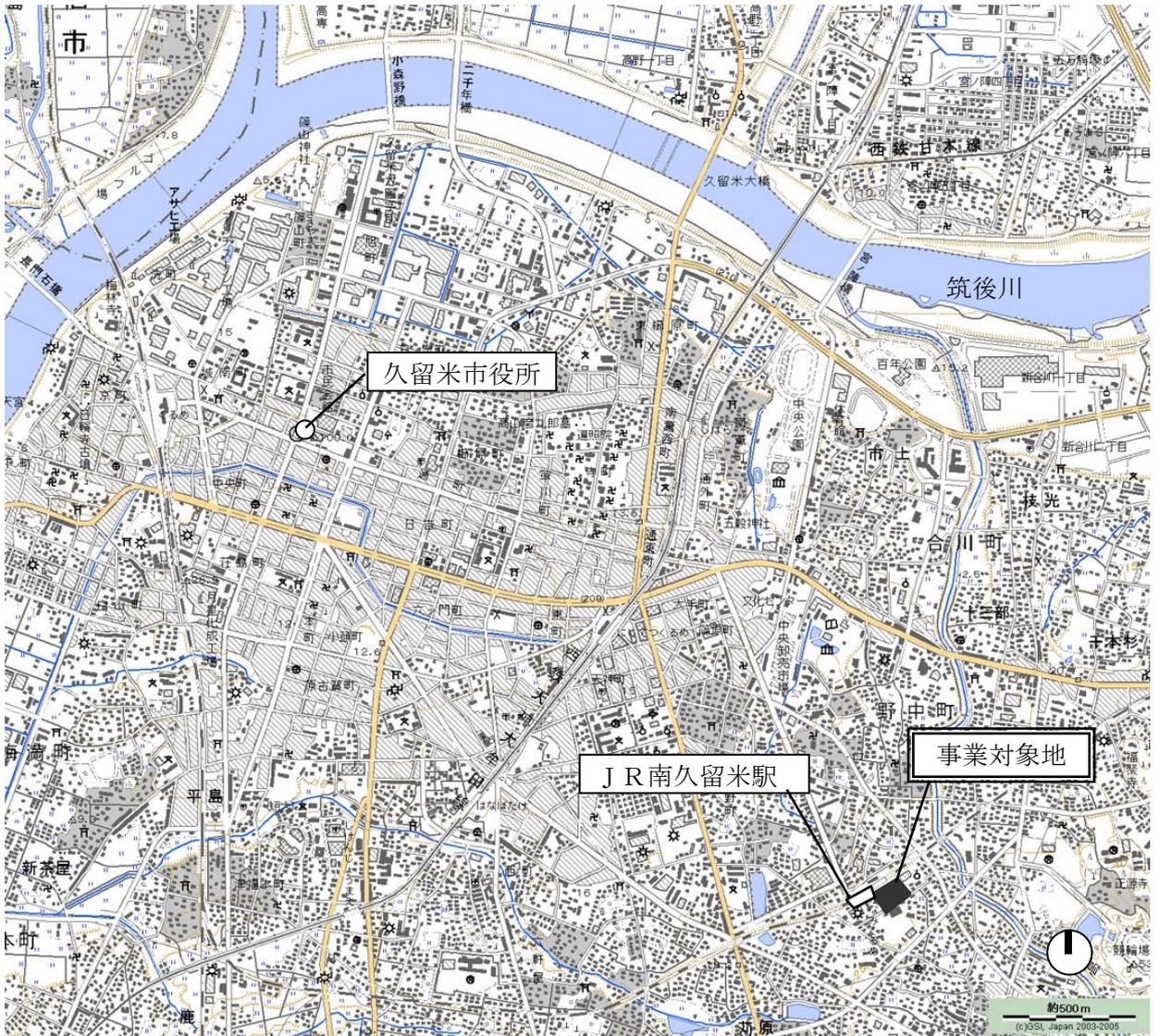
（※5）生徒数の変動による食数変動については、一定範囲の食数担保は、市で実施する。一定範囲については、契約書（案）で示す。

（※6）交通混雑事由により、市と選定事業者で協議。

(※7) 市と選定事業者で協議。

(※8) 一定範囲の変動は選定事業者、それ以上の変動は市。

事業対象地 位置図



別紙-2 位置図及び敷地図

敷地図

